

訪問型サービス(独自)サービスコード表 令和7年4月報酬改定

サービスコード 種類 項目	サービス内容略称	算定項目		合成単位数	算定単位	
A2 1111	訪問型独自サービス11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合	1,176	1月につき	
A2 2111	訪問型独自サービス11日割		日割りの場合	39	1日につき	
A2 1211	訪問型独自サービス12		(2)1週に2回程度の場合	2,349	1月につき	
A2 2211	訪問型独自サービス12日割		日割りの場合	77	1日につき	
A2 1321	訪問型独自サービス13		(3)1週に2回を超える程度の場合	3,727	1月につき	
A2 2321	訪問型独自サービス13日割		日割りの場合	123	1日につき	
A2 C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止措置未実施減算	(1)1週に1回程度の場合	12単位減算	-12	1月につき
A2 C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割			日割の場合	1単位減算	-1
A2 C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12		(2)1週に2回程度の場合	23単位減算	-23	1月につき
A2 C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割			日割の場合	1単位減算	-1
A2 C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13		(3)1週に2回を超える程度の場合	37単位減算	-37	1月につき
A2 C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13日割			日割の場合	1単位減算	-1
A2 D211	訪問型独自業務継続計画未策定減算11	業務継続計画未策定減算	(1)1週に1回程度の場合	12単位減算	-12	1月につき
A2 D220	訪問型独自業務継続計画未策定減算11日割			日割の場合	1単位減算	-1
A2 D212	訪問型独自業務継続計画未策定減算12		(2)1週に2回程度の場合	23単位減算	-23	1月につき
A2 D213	訪問型独自業務継続計画未策定減算12日割			日割の場合	1単位減算	-1
A2 D214	訪問型独自業務継続計画未策定減算13		(3)1週に2回を超える程度の場合	37単位減算	-37	1月につき
A2 D215	訪問型独自業務継続計画未策定減算13日割			日割の場合	1単位減算	-1
A2 6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		所定単位数の 10%減算		1月につき
A2 6003	訪問型独自サービス同一建物減算2			事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 15%減算	
A2 6002	訪問型独自サービス同一建物減算3			同一建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	所定単位数の 12%減算	
A2 8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算		所定単位数の 15%加算		1月につき
A2 8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割			所定単位数の 15%加算		1日につき
A2 8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の 10%加算		1月につき
A2 8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割			所定単位数の 10%加算		1日につき
A2 8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5%加算		1月につき
A2 8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割			所定単位数の 5%加算		1日につき
A2 4001	訪問型独自サービス初回加算	ハ 初回加算		200単位加算	200	1月につき
A2 4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ニ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100単位加算	100	1月につき
A2 4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算	200	
A2 6102	訪問型独自口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算		50単位加算	50	月1回程度
A2 6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ヘ 介護職員等処遇改善加算	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の245/1000加算		1月につき
A2 6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の224/1000加算		
A2 6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の182/1000加算		
A2 6380	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の145/1000加算		

は令和7年4月改定箇所

※令和7年4月改正で、「介護職員処遇改善加算(V)(1)~(14)」は廃止されました。